

委 託 契 約 書

委 託 業 務 名	平成31年度広島市立大学学生寮管理業務
履 行 場 所	広島市立大学学生寮「もみじ」及び国際学生寮「さくら」(広島市安佐南区大塚東三丁目4番)
委 託 期 間	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
委 託 契 約 金 額	円 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)
支 払 方 法 等	1 委託料は、毎月、委託契約金額の12分の1の額を支払うものとし、千円未満の端数が生じたときは、最終支払月に加算して支払う。 2 甲は、乙から請求のあった日から30日以内に支払うものとする。
契 約 保 証 金	
そ の 他 の 契 約 事 項	公立大学法人広島市立大学委託契約約款のとおり。
特 約 条 項	なし
適 用 除 外 事 項	
管 轄 裁 判 所	広島地方裁判所

上記内容のとおり、公立大学法人広島市立大学を甲、受託者を乙として、この契約を締結するものとし、本書2通を作成し当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号
公立大学法人広島市立大学
代表者 理事長

乙